

高額障害福祉サービス費の申請手続きについて

平成24年4月から障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）が改正され、高額障害福祉サービス費の支給対象に補装具に係る利用者負担額が加わるなどにより、世帯の利用者負担の軽減が拡充されました。

『高額障害福祉サービス費』とは、同一世帯で複数のサービスを利用する場合などで、月ごとに世帯での利用者負担額の合算額が基準額を上回る場合に、上回って支払った金額を助成（償還払い）する制度です。一人の方が複数のサービスを利用する場合も対象となります。

1 事例

具体例1：一般（課税）世帯で、それぞれ障害福祉サービスを利用しているAさん、Bさんが、それぞれ上限額の37,200円まで利用している場合

	Aさん	Bさん
a 利用者負担額	37,200円	37,200円
b 上記利用者負担世帯の合算額	74,400円	
c 高額障害福祉サービス費の算定基準額	37,200円	
d 高額障害福祉サービス費の助成額	18,600円	18,600円

A、Bの助成額の算定は、「 $d = (b - c) \times a / b$ 」となります。

具体例2：一般（課税）世帯で、障害児Aさんが障害福祉サービス、障害児通所支援サービスを併用して、それぞれ上限額の4,600円まで利用している場合

	Aさん	
	障害者福祉サービス費	障害児施設給付費
a 利用者負担額	4,600円	4,600円
b 上記利用者負担額の合算額	9,200円	
c 調整基準額（負担上限額の高い方）	4,600円	
d 高額障害福祉サービス費等の助成額	2,300円	2,300円

Aの助成額の算定は、それぞれ「 $d = (b - c) \times a / b$ 」となります。

2 申請手続き

助成の対象となる方は、次の書類等を福祉課へ提出してください。

高額障害福祉サービス費支給申請書（障害児の通所・入所利用の場合は、2枚必要）

利用月の領収書

受給者証

預金通帳の写し（支店番号、口座番号、名義人記載のページ）

3 その他

地域生活支援事業についても同様の助成制度がありますので、ご相談ください。

不明な点などありましたらご連絡ください。

問い合わせ先（申請先）： 柏崎市役所福祉保健部福祉課障害相談係 21-2234（直通）